

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第92回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成31年1月25日（金）13時59分～15時16分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

（以上7名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

（1）総合通信基盤局

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、
佐伯市場評価企画官、大村料金サービス課長、
藤田電気通信技術システム課長、
安東電気通信技術システム課番号企画室長、梅村消費者行政第一課長

（2）サイバーセキュリティ統括官室

竹内サイバーセキュリティ統括官、
サイバーセキュリティ統括官付木村参事官、
サイバーセキュリティ統括官付赤阪参事官

第5 議題

（1）答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）【諮問第3108号】

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の

範囲の見直し) について【諮問第3109号】

エ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3110号】

オ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の認可について【諮問第3114号】

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第92回を開催いたします。

本日の部会には、委員7名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

なお本日は、会議冒頭の部分についてカメラ撮りの申し出がございましたので、ご了承下さい。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めてまいりたいと存じます。本日の議題は、答申事項5件、諮問事項2件、当部会の決定事項の一部改正1件でございます。充実したご議論、ご審議を賜りたいと存じます。

議 題

(1) 答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

○新美部会長 それでは、諮問第3107号、端末設備等規則等の一部改正について、お諮りいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、昨年10月26日開催の当部会において審議を行い、10月27日から11月26日までの間、意見招請を実施したところでございます。

それでは、総務省から、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○藤田電気通信技術システム課長 資料92-1に基づいて、ご説明させていただきます。

意見招請結果の説明に入る前に、案件の概要を簡単にご説明したいと思います。恐縮ですが、資料の9ページ目、右上のスライド番号2番をご覧いただければと思います。

今回、改正内容は大きく2点ございます。1点目は、こちらのページにありますように、IoT機器のセキュリティ対策ということで、上段にありますように、インターネットにつながるIoT機器が乗っ取られてサイバー攻撃に悪用される事例が多い状況でございますが、その原因の多くがパスワードの不適切な設定であるといったことを踏まえまして、黄色い部分の1ポツ目にありますように、インターネットに直接接続されるIoT機器につきまして、アクセス制御機能、その際に使用するID/パスワードの適切な設定を促す機能、ファームウェアの更新機能といった機能を具備することを技術基準に追加するものでございまして、

端末設備等規則の一部改正になります。

次の10ページ目になりますが、2点目は、いわゆるLPWAサービスに係る電気通信主任技術者の選任の扱いでございまして、上段にありますように、LPWAのシステム構成につきましては、簡易な構成になっておりまして、故障時も比較的簡易な工事で復旧が可能ということがございます。黄色い部分にございまして、通信事業者は、通常、通信設備を設置いたします都道府県ごとに主任技術者の選任が必要とされているところ、このサービスにつきましては、その義務を緩和するという内容でございまして、こちらが電気通信主任技術者規則の一部改正となります。

この内容につきまして意見招請を行いました結果、資料の2ページ目になりますが、合計5件のご意見をいただいております。

3ページ目になりますが、まず1点目のご意見につきましては、最初の2行にありますように、省令改正案には賛成ということですが、4行目のしかしながらというパラグラフにありますように、端末機器が今回の新たな基準を満足する機能を有しているだけでは不十分で、利用者がその機能を有効にさせることが必要で、その点について、今後検討されるガイドラインに盛り込んでいただきたいという意見でございます。

諮問の際に、ご紹介しましたが、私どもでは、現在並行してこの改正省令案の運用ガイドラインを検討しておりますので、当部会の考え方といたしましては、ガイドラインは総務省において検討・策定が適切とさせていただいております。

2点目、4ページ目になりますが、個人の方です。最後の2行にありますように、セキュリティ対策はプロバイダー側の責任にすればよいというご意見です。この点に関しましては、右側の2つ目のパラグラフですが、今回の改正の基になる情報通信審議会からの答申では、5行目になりますが、通信事業者は原則として通信内容を確認できないことや、マルウェアに感染した機器のみの通信をとめるのは技術的に難しく、限界があるということで、今回、端末の設備に対策を追加するとされた経緯がございますので、そういった経緯を記載してございます。

3点目は、賛成のご意見でございました。

5ページ目になりますが、4点目は、いわゆる通信モジュールの取り扱いで、技術基準適合認定につきましては、完成した製品の単位に加えて、通信モジュールの単位でも認定が可能となっております。

この取り扱いについて、6ページ目の最後の2行目にありますように、ガイドラインでその範囲等を明確化していただきたいということでして、5ページ目に戻りますけれども、2つ目のパラグラフにありますように、この点につきまして

も、先ほどと同様、ガイドラインについては、総務省で検討・策定が適切とさせていただきます。

最後、6 ページ目になりますが、5 番目は、本改正に直接関係のないご意見でございましたので、改めて、改正の趣旨をご説明しております。

このように、改正案に修正を要するようなご意見はなかったものと考えておりますので、原案どおり答申いただくことが適切ではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をよろしく願います。特にございませんでしょうか。

それでは、特にご意見等はございませんようですので、諮問第 3 1 0 7 号につきましては、お手元にご置きます答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　　それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第 3 1 0 8 号】

○新美部会長　　続きまして、諮問第 3 1 0 8 号、電気通信事業法施行規則等の一部改正として、「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備について、お諮りいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、昨年 10 月 26 日開催の当部会において審議を行い、総務省におきまして、10 月 27 日から 11 月 26 日までの間、意見招請を実施していただいたところでございます。

その後、結果を公表するとともに、11 月 30 日から 12 月 13 日までの間、2 回目の意見招請を実施していただきました。

それらの結果を踏まえて、接続委員会において調査検討を行っていただいたところでございます。

本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果について、ご報告いただきます。それでは、相田専門委員、よろしくお願いいたします。

○相田専門委員　　それでは、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告させていただきます。資料 9 2 - 2 をご覧下さい。

本件諮問事項の概要につきましては、本資料の 2 1 ページ目以降に具体的な記

載はございますが、接続ルールの一層の改善を図るため、網機能提供計画制度に関して、IP網の機能を対象として追加するなど、関係省令等の規定を見直すこととし、改正省令案及び改正告示案が作成されたものです。

先ほど部会長からご紹介がございましたように、本改正案につきましては、2回の意見募集が行われました。寄せられた意見及び再意見を踏まえ、1月22日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、本委員会としての考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、先ほどの資料の1ページ目でございます報告書のとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問の内容に沿って改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、別添として、3ページ目以降に取りまとめております。それらの具体的な内容につきましては、総務省よりご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　それでは、提出された意見及びその考え方について、ご説明させていただきます。

別添3ページでございますように、6件の意見、5件の再意見が提出されたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。順にご説明させていただきます。

意見1は、賛同のご意見でございます。

意見2は、ルータ等は、届出の対象外としていただきたいというご意見でございます。また、諮問させていただいた案で、マイグレーションに係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能については届出の対象外とするという経過措置を置くこととしているところですが、これに関しまして、今後、事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいというご意見でございます。

これに対する考え方ですが、右側の考え方2をご覧ください。5ページの3行目あたりで、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合が見られることなどから、下から4行目ぐらいで、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、必要な措置であると考えますという考え方を示しております。また、後半の意見ですが、こちらにつきましては、6ページの4行目から5行目あたりで、詳細が明らかでなくオープンな場での議論も経ていない他の潜在的事例についても同様に対象外とする措置を講ずることは、適当ではないと考えますという考え方を示しております。

意見3は、賛同のご意見でございます。

意見4は、省令案では、提供開始日を90日としつつ、円滑な接続に支障を生ずることを防止するため、やむを得ないと総務大臣が認める場合には、200日までの間で後ろ倒しをすとしておりますが、こちらの後ろ倒しに関して、判断基準の明確化などをすべきというご意見でございます。

こちらにつきましては、右側の考え方の4行目ぐらいからで、「円滑な接続に支障が生じることを防止するためやむを得ない」と総務大臣が認める場合に発動されると条文において定められていることから、条文上明らかである、また、次のページで、これについてさらに具体化していくことは、予測できない事態に備えるという制度の趣旨から考えますと、事実上、困難であって、不適切と考えられますという考え方を示しているところでございます。

意見5は、省令案では、逆に関係事業者などからの意見がない場合に、総務大臣の承認を受けて90日という期間を前倒し可能としていますが、この前倒しの承認の判断の考慮要素、また、判断の理由などの扱いについてのご意見で、こちらは運用に関するご意見ですので、参考とすることが適当との考え方を示しております。

意見6及び意見7は、賛同のご意見でございます。

意見8は、先ほど90日の期間ということがあったと思いますが、これを短くする、あるいは、そもそも、ルータ等の機能について対象としないことを検討すべきというご意見でございます。

こちらにつきましては、対象とするかどうかについては、考え方2のとおりでございます。また、90日の期間をより短くするということについては、考え方の2番目の丸で、今回の改正案は、これまで200日以上としていた期間を原則90日としつつ、前倒し、後ろ倒しを状況によって行うという、柔軟な運用が可能となる制度設計をするものという制度改正の考え方を示しているところでございます。

意見9、意見10は、賛同のご意見です。

そのほか、諮問対象外として示させていただいた事項、また、13ページで諮問対象外の報告規則の改正部分についても、それぞれご意見をいただいておりますので、それに対する考え方をまとめているところでございます。

以上でございます。

○新美部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ、ご発言をいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、格別のご意見がございませんようですので、諮問第3108号につきましては、お手元にご置きます答申案のとおり答申したいと存じますが、いか

がございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）について【諮問第3109号】

○新美部会長 それでは、3番目の答申案についてですが、諮問第3109号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）について、お諮りいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、昨年12月7日開催の当部会におきまして審議を行い、12月8日から1月11日までの間、意見招請を行ったところでございます。

それでは、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○大村料金サービス課長 それでは、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の指定電気通信役務の範囲の見直しに関して、意見招集の結果などをご説明させていただきます。資料92-3をご覧ください。

まず、諮問事項の概要でございますが、資料の6ページに具体的な改正の概要がございます。簡潔にご説明させていただきます。

改正内容は、総務省令で具体的範囲を定めることとされています指定電気通信役務について、その範囲から除外される電気通信役務を見直すものでございます。

具体的には、廃止が予定されている電気通信役務につきまして、このような役務であっても、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものが含まれ得る状況に変化していることから、これを一律除外することを見直そうというものでございます。

こちらにつきまして、部会長からご紹介いただきましたように、意見募集を12月8日から1月11日まで行いました。その結果、資料の2ページにございますように、3件のご意見をお寄せいただいております。概要をご説明させていただきます。

まず、資料の3ページをご覧ください。いずれも個人の方からの意見で、最初のご意見は、案に賛同のご意見でございます。

2番目のご意見は、改正案に賛同いただいた上で、付記として、法律、省令上の特定電気通信役務という用語についてご意見をいただいております。付記の部分につきましては、今回の改正案に直接関係するものではないため、参考とさせていただきます。内容の考え方の案を示させていただきます。

4ページの3番目のご意見につきましては、今回の意見募集対象に直接関係するものではないということで、参考とさせていただきますという考え方を示させていただいております。

以上のとおり、いただいたご意見を踏まえた案の修正を要するものではないと考えられますので、資料の1ページでございますように、この省令案につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるという答申書の案を作成させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。特段ご意見はございませんでしょうか。

それでは、諮問第3109号につきましては、お手元でございます答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

エ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について
【諮問第3110号】

○新美部会長 続きまして、諮問第3110号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について、お諮りいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、昨年12月7日開催の当部会において審議を行いました。また、総務省におきましては、本件に伴い、改正する関連指針とともに、12月8日から1月11日までの間、意見招請を行いました。その結果を踏まえまして、接続委員会において調査、検討を行っていただきましたので、本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員から、委員会での検討結果について、ご報告をいただきたいと存じます。それでは、相田専門委員、よろしくお願いいたします。

○相田専門委員 それでは、諮問第3110号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案につきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告させていただきます。資料92-4をご覧ください。

通し番号14ページに、本改正案の概要についての記載がございます。上の枠内のところでございますけれども、現在、NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機能や中継交換機能等の接続料の算定には、

長期増分費用方式が適用されております。

本件は、平成31年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定について、長期増分費用モデル研究会及び情報通信審議会における検討結果を踏まえて、所要の規定の整備を行うものでございます。

本改正案につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように、12月8日から1月11日までの間、意見募集が行われ、3件の意見提出がございました。

これを受けて、今月22日に接続委員会を開催し、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料の1ページ目にごございます報告書に示しましたとおり、本件接続料規則等の一部改正については、諮問内容に沿って改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、3ページから9ページ目に取りまとめてございます。この詳細につきまして、総務省からご説明いただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○大村料金サービス課長 お寄せいただきました3件のご意見の概要及びそれに対する考え方について、ご説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。

まず、今回の省令案では、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定し、価格圧搾のおそれが生じるような場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせに移行の段階を進めるという案をお示ししているところでございます。

その点につきまして、意見1-1、また、意見1-2は、賛同のご意見を寄せていただいています。

6ページをご覧ください。意見2-1、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストにつきまして、可及的速やかに基本料で回収するよう見直しを行うことが必要というご意見でございます。

考え方ですが、こちらは情報通信審議会でのご議論を引用する形でまとめております。平成28年の情報通信審議会二次答申では、1段落目にごございますように、ユニバーサルサービスに関する今後の検討の方向性として、光ファイバや無線など技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保が示されていることから、それを踏まえて、ユニバーサルサービス交付金制度の妥当性等の論点について検討を進めていくことが必要とされております。これを踏まえまして、平成30年の情報通信審議会の答申では、NTSコストのう

ち、き線点RT-GC間伝送路コストについて、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であるという考え方を示しつつ、今後のユニバーサルサービス制度の検討の後に、当該コストの扱いについて見直しを行うべきとされているということでございます。

意見2-2、先ほどのPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせの考え方についてですが、次期適用期間から、改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うべきというご意見でございます。

右側の考え方2-2にございますように、平成30年の情報通信審議会の答申では、平成31年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適当であると整理されております。これを踏まえまして、改正案では、段階的移行の手段として、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせ適用等に関する規定を追加するものという考え方を示しているところでございます。なお、意見2-2では、諮問対象外ですが、モデル適用の判断にあたって用いるスタックテストの考え方などについてのご意見も寄せていただいております。それに対する考え方も右側にまとめさせていただいているところでございます。

8ページをご覧ください。意見3-1につきましては、今後の情報通信政策に関する参考となるご意見として承るということにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特段のご意見がございませんようですので、諮問第3110号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

オ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

○新美部会長 続きまして、諮問第3112号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について、ご審議をお願いしたいと存じます。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、昨年12月7日開催の当部会におき

まして審議を行い、12月8日から1月11日までの間、意見招請を行いました。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○梅村消費者行政第一課長　消費者行政第一課長の梅村でございます。

それでは、資料92-5をお願いいたします。

まず、2の改正概要、13ページからご説明させていただきます。パワーポイントの資料、13ページでございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、「電気通信業務の休廃止に係る利用者保護について」という資料でございます。

上の囲みでございますように、情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るため、事業者に対し、利用者周知に関する事前届出を課すことによりまして、行政が事業者の取組状況を確認等するための制度を整備したものでございます。

資料左側の「現状」のところに書いております黒ポツですが、固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスが終了予定ということで、現行の退出規律（事後届出制）や、こちらには書いてございませんが、事業者による利用者への現行の事前周知義務だけでは十分でない場合があるということでございます。そこで、利用者周知の内容に関する事前届出、資料右側にあるものですが、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスの休廃止について事前届出等の義務を課すものでございます。

3ページでございます。改正法の内容を少し細かく書いています。

1つ目の「休廃止に係る利用者への周知」といいますのは、現行でも電気通信事業法第18条第3項で規定されておりますが、休廃止においては、利用者への事前周知が必要となっております。

そして、2つ目の「休廃止に係る周知事項に関する総務大臣への事前届出」でございますが、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める休廃止に関し、あらかじめ届け出る義務が生ずるという事前規制でございます。

具体的な対象としましては、4ページでございます。

1つ目が、基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止ということで、こちらは日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべきものでございます。

2つ目が指定電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止ということで、中ほどに書いてございますが、他事業者による代替的な役務が十分に提供されないものでございます。

そして3つ目としまして、契約数が100万以上であり、かつ有償の電気通信

役務に係る電気通信業務の休廃止とさせていただいております。こちらの理由としましては、①や②以外であっても、一定以上の契約数を有する有償の電気通信役務に係る業務が休廃止される場合には、多くの利用者において移行先となり得る電気通信業務の検討・選択を迫られることとなり、具体的には代替サービスへの移行に際しまして、時間的、経済的負担が生じるということでございます。

「有償の」電気通信役務は、パブコメ段階で入っておりませんで、今回のパブコメのご意見も踏まえまして、修正させていただく必要があると考えるものでございます。

それでは、パブコメのご意見をご説明させていただきます。5ページをお開き下さい。意見としましては、モバイル・コンテンツ・フォーラム、KDDI、個人2件ということでございます。

6ページが具体的な内容でございます。

1つ目につきましては、電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務の部分の改正についての趣旨を問うものでございます。資料右側でございますように、1段落目では、周知義務につきましては、利用者が事前の周知なく突然サービスを打ち切られることによって不測の不利益をこうむる事態を回避する趣旨であるということで、電気通信業務の範囲を限定しないで対象としていることを書いてございます。2段落目においては、上乘せの部分、つまり、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の休廃止につきまして、周知の実施が不適切・不十分であると認められる場合には、総務大臣が実効性をもって是正措置を講ずることができるよう、1年前までの周知義務と周知開始30日前までの周知事項の事前届出義務を課すという趣旨を書いてございます。

2つ目は、賛成のご意見でございます。

3つ目でございますが、下から3行目の一番最後から読んでいただきますと、電気通信事業者が②、つまり、届出・登録が不要なものを休廃止する場合には適用がないと理解してよいかということで、これは「御理解のとおりです」という回答にしております。

4つ目でございます。日本国外に住所がある個人向けの電気通信役務の提供の業務の全部又は一部を休廃止する場合には適用がないと理解してよいかというご質問ですが、「法第26条の4に定める利用者は、必ずしも日本国内に住所を有する者に限定されていません」という回答を用意しております。

5つ目でございますが、メンテナンス等を理由とする一時的な電気通信業務に該当するサービスの停止は、休止に該当しないと理解してよいかというご質問ですが、右側でございますように、休止とは営業を停止させることを意味するものでありまして、利用者の少ない時間帯に短時間行われるメンテナンス等、一時的

なサービスの停止については、該当しない場合があり得ると考えますといった回答としてございます。

6つ目でございます。先ほど、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものの条件として、契約数が100万以上といった条件がございましたが、スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される役務の提供の業務に関しまして、長期間使用していないユーザー等を含めることは不合理ではないのかというご質問、ご意見でございました。こちらにつきましては、3ページが一番下でございますが、電気通信業務の休廃止にあたり、周知対象となる利用者には、サービスを長期間使用していない利用者も含まれます。そういった方も含めて周知が必要ですということを書いています。

一方で、次のページでございますが、スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務など、無料で提供される電気通信サービスの中には、長期間使用していない利用者との間の契約も明示的には解約されない事例が多く見られる、としてございます。有償の場合は費用がかかりますので解約するということはありますが、無償の場合、特に使わないと思っても、解約をせず、そのままにしておき、解約されないで残っているものがあるということでございます。3行下になりますが、当該長期間使用していない利用者との契約の数を含めて考えることは、実態の反映という観点からは合理的とはいえない場合がある、としてございます。

次の段落、加えてというところでございます。これらの無料で提供される電気通信サービスは、一般にインターネット上のアプリを通じて提供されるものでありまして、利用者は当該サービスを利用する前提としまして、別途インターネットに接続するための有料の電気通信サービス、回線サービスであったり、ISPであったり、そういったものを利用していると考えられます。無料で提供される電気通信サービスが休廃止された場合、アプリが休廃止された場合にも、それら利用中の有料の電気通信サービスを利用することや、また、それを前提としてインターネット上の別のアプリを利用することは可能であるため、無料の電気通信サービスの休廃止が利用者に与える影響は、有料の電気通信サービスの休廃止と比較すれば大きいとはいえないと考えられる、ということでございます。

このため、以上の要素を勘案して、過度な規制になることを避けるため、利用者にも及ぼす影響が大きい役務の範囲に関して、以下のとおり修正することが適当であるとしてございます。以下に、先ほどの100万以下である電気通信役務という言葉の後に、「であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるもの」という文言を追記してございます。

7番目は、1つのアプリケーションにおいて種別の異なる電気通信業務に該当

するサービスが複数ある場合など、クローズドチャットとクローズドの掲示板というのが1つのアプリの中に入っているといた場合に、1つのサービスを休廃止するときは、当該サービスのユーザー数のみを数えればよいかというご質問でございますが、休廃止の対象となる電気通信業務の範囲は、利用者から見て独立した電気通信サービスとして認知されると考えられるかどうかという観点から、具体的なサービスごとに個別に判断する必要があるという回答でございます。

8つ目は、同様の号に関するご質問でございますが、括弧書きの部分、他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含むという記述がございます。こちらの契約の数につきまして、次のページの1段落目にありますように、再販したときに、エンドユーザとの契約の数、再販契約のことを指すのか、そうでないのかといったご質問がございました。

右側に回答を書いておりますが、利用者に及ぼす影響の大きさを判断するに当たっては、休廃止によって影響を受ける関係者の影響を可能な限り勘案する必要があるということでございまして、すなわち、他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合、直接、「卸元契約」を締結している「再販事業者」の数だけではなく、「再販契約」の先にいる「エンドユーザ」の数も可能な限り推計に含めて影響の大きさを判断することが法の趣旨にかなうものであると考えますということで回答してございます。

9つ目につきましては、賛成の意見として承れるものでございます。

これを踏まえまして、1ページ目でございます。答申書の案を用意させていただきました。審議の結果、下記のとおり答申するということで、1のところがございますように、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められるということで、電気通信事業法施行規則の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすることとしてございまして、別添1をつけてございます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら。

山下委員、お願いします。

○山下委員　今回の整理と考え方について、コメントを申し上げます。既に、十分に考えられた上での結論だと思っておりますが、③の100万以上かつ有償という文言は、ほかの事業法等でも使われている基準であるので、それで良いと思っておりますが、非常に変化の激しい電気通信の世界で、電気通信事業者でない方が電気通信役務のようなものを提供することが非常に増えていると思っております。このときに、有償且つ、基準点の設定が私の疑問で、今回はこの整理であっても、この網でかかりきれないものが突然休廃止するということが避けられないような事態になる

のではないかと思います。

有償で疑問となることは、今のビジネスモデルというのは、実際に対価を1円、2円支払うかわりに、個人の情報を提供する。個人情報という大きなギフトをあげるかわりに、その対価として、サービスを楽しんでいる方々、或いは広告を閲覧するという時間価値と引きかえにサービスを楽しんでいる方々。これを金銭換算すれば、有料ということもできるわけですね。

それから、有料のお金の取り方についても、クレジットカードのようなもので超少額の支払いというのはできないわけですが、電子的には、まさに1円、2円の支払いというのが可能になってくる。そうすると、有償と無償との違いというのが非常に曖昧になってくるのではないかと思います。将来的には、100万という数の妥当性もあるだろうけれども、有償の部分について、今後もサービス、アプリというのでしょうか、様々出てくるときに、これを有償、無償で仕分けるだけで事足りるのかどうか、社会的な影響がそれで区切られるのだろうかということを、是非、お考えいただきたいと思いました。

○新美部会長 大変重要な問題提起ないしはコメントだと思いますが、この辺については、今後、有償、無償の議論を通じて、電気通信事業全体の問題として出てくると思いますので、今後の課題として議論していきたいと思います。

個人情報、マーケットプライスを持つようになってきたら、個人情報を渡すこと事態が有償になるだろうというのが法律的な割り切りですので、今、山下委員がおっしゃったようなことは、今後、きちんと詰めて議論していく必要があるかと思います。大変貴重なご意見、コメントをいただいたということで扱わせていただきます。

三友委員、どうぞ。

○三友委員 今、山下委員からおっしゃられたこと、まさにそのとおりだと思いますが、恐らく問題になっているのは、パブコメにおける6番への考え方の中身だと思います。有料だから、無料だからというのは、私も個人的に全く意味を持たないと思っていますが、もし、提出意見の中身が6番のとおりであるならば、ここで訊かれていることは、合理的であると理解してよいかどうか、ということでもありますので、そのことに対して答えればいいのではないかなと思います。その答えの中に、無料であるか、有料であるかということは、あまり答えとして意味を持たないのではないかな。あくまでも合理的であるかないかということを知られているのですから、合理性について判断すればよいのであって、それに加えて、無料のものについてはその対象にするという言い方をする必要はないのではないかなと感じる次第であります。他方で、無料であればルールにあたらぬという考え方は、非常に大きな意味を持つと思います。今回の話の中、今後、IPが進み

ますと、上下が分離される傾向が非常に強くなってきて、今でも既にOTT等がサービスを提供しているところでありますけれども、上下が完全に分離すれば、例えばインフラは有料、上に乗っているサービスは無料というような提供の仕方も可能になってくるわけです。その場合、上の部分のサービスについては無料だから周知期間は短くてよいという考え方でいいのかどうかというような疑問も湧いてきます。また、実際に、当該役務が無料であっても、付随するサービスが有料又は金銭の授受を伴うとか、社会的に非常にインパクトが大きいといったこともあり得るのではないかと思いますので、あえてここで無料、有料ということをお知らせする必要はないのではないかと感じております。

○新美部会長　ありがとうございます。非常に難しい問題ではありますけれども、実は契約法の領域では、有料、無料というのは1つの大きなメルクマールになってはおりますけれども、契約をどの単位で捉えるのかということで、実は、別々の契約だけでも複合的に、あるいはお互いに密接関連しているような場合には合わせて1つの契約だというような捉え方をしますので、今、三友委員のおっしゃったことは、今後、有料であるかどうかということよりも、この契約、1個なのか、2個なのかというところで法律上は処理してきておりますので、これも今後の扱いとしては、十分気をつけて、有料又は無料というときに、どの契約なのか、合わせて1本なのかということを考えて運用していただくことが1つ重要なことだと思います。この辺の切り分けというのは、今後はもっと複雑になってくると思いますので、非常に重要なご指摘だということをお知らせしたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。それでは、ただいま非常に貴重なご意見をいただきましたが、これも今後の扱いの中で十分に留意していくという、今後の運用のときのご意見として承っておきたいと思いますが、それを踏まえた上で、諮問第3112号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおりにお答えいたします。

（2）諮問事項

ア　電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

○新美部会長　それでは、次に諮問事項に移ります。

諮問第3113号、電気通信番号規則の制定等について、総務省からご説明を

よろしくお願ひいたします。

○安東電気通信技術システム課番号企画室長 番号企画室より説明させていただきます。資料92-6をご覧ください。

電気通信番号規則の制定等、諮問第3113号について、ご説明させていただきます。

改正の概要につきまして、真ん中の資料、諮問書の次から続いておりますパワーポイント資料3ページ目からに基づきまして、ご説明させていただきます。

パワーポイント資料の4ページ目をお開き下さい。諮問の背景といたしまして、昨年5月の電気通信事業法等の改正法の施行に伴い、今回の電気通信番号に関する制度整備の諮問をさせていただくものでございます。真ん中の赤枠で示した部分でございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。制度整備後の手続きの概要についてご説明いたします。電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備するものでございます。

右側の手続きのイメージをご覧ください。今回、真ん中にございます電気通信番号の使用計画というものにつきまして、電気通信番号を使用して電気通信サービスを提供する事業者の皆様には作成いただき、総務大臣に申請いただくこととします。これについて、その内容が適正であることを確認した上で、総務大臣が認定を行います。認定を行った上で、例えば、03番号、070番号のような必要となる電気通信番号の指定を行うという仕組みでございます。

加えまして、今回、電気通信サービスの提供にあたり、電気通信番号を使用しようとする事業者について、この計画を作成するということにさせていただいておりますので、対象者としては、卸提供を受けるような卸先事業者、MVNO、FVNOのような事業者の皆さんも同様に電気通信番号の使用計画を作成いただく必要がございます。ただし、卸先事業者の皆様は大変多様な、大量に数がいらっしゃるということとともに、卸元事業者のサービスをそのまま受けて提供されているという方もおられます。その点につきまして、手続を二通り設けております。

1つは、左側の手続の黒の4ポツのうちの4つ目でございますけれども、卸先事業者、MVNO、FVNO等について、次のいずれかの手続きが必要としております。番号を国から直接指定を受ける事業者と同様に、個別の番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける形が1つ。また、総務大臣が使用計画の雛形となります標準電気通信番号使用計画を作成いたしますが、これと同一の電気通信番号使用計画を手元に作成する場合には、使用計画の申請、認定の申請を

省略し、みなし認定を受けることができるという一定の要件のもとでのみなし認定の規定も用意した上で、対象者、新たに対象者となります卸先事業者の皆様の一定の規律による適正な番号使用とともに、手続の簡素化を図るものでございます。そのほか、必要な担保措置を設けているものでございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。制度整備の概要でございます。今回諮問いたします省令告示につきましては、下の四角の赤い点々で囲った部分でございます。1つ目が電気通信番号規則の制定でございます。こちらは現行の電気通信番号規則を廃止し、新たに設けます電気通信番号使用計画の記載事項手続き等について規定するものでございます。

続きまして2つ目、電気通信番号計画、総務大臣が定めます告示でございます。事業者が電気通信番号の使用計画の認定または番号の指定を受ける際の基準となります。

3つ目が告示を新設させていただきます標準電気通信番号使用計画、卸先事業者、番号の指定を受けない事業者がみなし認定を受ける際の基準でございます。

これ以外に、欄外でございますけれども、一番下のところに報告規則を含めて、一連の制度整備を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。電気通信番号規則でございますが、先ほどからご説明しております電気通信番号使用計画の記載事項、認定の基準等について規定を定めるものでございます。主な内容は以下のとおりでございます。

続きまして、9ページ目をご覧ください。電気通信番号計画でございます。こちらにつきましては、総務大臣が定めるものとして、電気通信番号0 A B J、0 7 0のような番号のほか、識別する電気通信設備等使用に関する条件として、緊急通報の扱い、番号ポータビリティ、使用の期限等の条件を整理していく電気通信番号計画の一覧表でございます。規定のイメージは真ん中のとおりでございます。

続きまして、10ページ目をご覧ください。電気通信番号計画の続きでございますが、番号の使用に関する基本的な事項を定めつつ、これまで各種政策答申などを受けたものも新たに条件として整理させていただいているところでございます。追加した主な条件という欄の3ポツでございますが、P S T NからI P網への移行に関し、固定電話において双方向番号ポータビリティを導入すること。

2ポツ目で、光サービス卸売事業者の事業者変更に際して番号の持ち運びができるようにするという条件。

3ポツ目で、「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」、平成30年9月の情報通信審議会の答申を踏まえた条件などを新たに追加させていただいているところでございます。

続きまして、11ページ目をご覧ください。最後に紹介いたしました転送電話の

答申に基づく電気通信番号計画の条件のご紹介でございます。この答申に基づきまして、固定電話0ABJ電話、東京03、大阪06のような番号を使用する電話転送役務について、規定を追加しているところでございます。具体的には下の4つで、地理的識別性等の確保に関する規定、通話品質の確保に関する規定、緊急通報に関する規定、その他でございます。こちらにつきまして、一番上の囲みの星マークでございますけれども、既存サービスを既に提供している場合に、この改正の規定の条件を満たさない場合については、本人確認の実施等の一部の規定を除きまして、3年間の経過措置を規定するものでございます。

続きまして、14ページ目をご覧ください。この一連の制度整備におけるスケジュールでございます。本日、諮問させていただきまして、お認めいただければ、1カ月間の意見募集に入らせていただいた後に、電気通信番号委員会での調査検討を経て、3月の本部会において審議、また、許されれば答申をいただければと考えているところでございます。その後、5月の法令の施行後、約半年間の間に、電気通信番号を使用する各事業者の皆様においては、使用計画の認定申請等を行っていただくというスケジュールとさせていただいております。

最後に15ページ、今回の諮問の対象外ではございますが、電気通信事業報告規則の改正も行う予定をしております。電気通信番号の使用条件の遵守を求める観点から、今回、報告規則の対象に卸先事業者を含めさせていただきます。また、その内容についても、卸の番号数であったり、主に0ABJ電話を中心でございますが、卸元、卸先事業者名、そのほか卸番号の使用状況、転送電話の状況などについて、番号指定事業者、卸先事業者から、年に1回の報告を求めたいと考えているところでございます。そのほか、みなし認定を受けた事業者においては、みなし認定を受けるために作成した使用計画の作成日等についても報告を受けることによって、みなし認定事業者の存在を確認していきたいと考えているところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

○新美部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○藤井委員　諮問対象外かもしれないですが、今回、卸先からも番号の使用状況の報告を受けるということになっているかと思えます。この報告を受けることによって、現在、把握されている使用率がもう少し下がると考えてよろしいでしょうか、それとも、現状の使用率というのはほぼこのとおりで、総務省では把握されていて、今回の改正は、あくまで卸先を把握するというものなのか、それとも利用率自体も少し変わってくる可能性があるのかというところをお聞きします。

- 新美部会長　ただいまのご質問について、回答をよろしくお願ひいたします。
- 安東電気通信技術システム課番号企画室長　お答えいたします。資料の15ページでございますが、現在も、番号指定事業者に対しては年に1回の報告を求めています。その中で、番号使用数というものが矢尻の1つ目でございますが、この中には、現在は卸先に渡している番号を含んだ形で、実行上、番号の使用数を報告いただいているところでございますが、今回、それを各卸先事業者との関係で、個別の事業者ごとに直接使用数を求めていくということでございますので、より正確に把握できるという点はございます。また、卸先事業者名を含めた実際の番号の流れについても、把握がより可能になると考えているところでございます。
- 新美部会長　よろしいでしょうか。
- 藤井委員　はい、どうもありがとうございます。
- 新美部会長　ほかにご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、明日1月26日から2月25日までといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 新美部会長　ありがとうございます。皆様のご賛同を得られましたので、その旨決定したいと存じます。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第九条の規定による実施計画の認可について【諮問第3114号】

- 新美部会長　それでは続きまして、諮問第3114号、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の認可について、総務省から説明をお願いいたします。
- 赤坂サイバーセキュリティ統括官付参事官　サイバーセキュリティ統括官室でございます。資料92-7をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に諮問書がございます。昨年、国立研究開発法人情報通信研究機構法が改正されておりました、サイバーセキュリティに関する業務がNICTに追加されております。その業務の実施に際し、NICTが実施計画を策定することになっており、その実施計画の総務大臣認可に

あたりまして、今回、諮問させていただくものでございます。

続きまして、通し番号の3ページをご覧ください。こちらが法律の概要になってございます。昨年の省令の諮問に際し、概要をご説明させていただいておりますが、I o T機器の急激な増加に伴いまして、I o T機器を踏み台とするサイバー攻撃の脅威が顕在化しております。

I o T機器のうち、サイバー攻撃に悪用されるものは、パスワード設定等に不備のある機器が多いため、今回、N I C Tにおいて、パスワード設定等に不備のあるI o T機器の調査を実施するものでございます。

ポンチ絵の真ん中の総務大臣という緑の箱の下に実施計画認可というものがございます。この業務の実施にあたりまして、N I C Tが実施計画を策定するということで、今回、認可をするものでございます。

業務のフローにつきまして少し補足させていただきたいと思っておりますので、通し番号4ページにお移りいただきたいと思っております。

まず、今回の調査でございますが、①(1)にございますとおり、日本国内の約2億のI Pアドレスに対しまして、N I C Tがポートスキャンを行うことになってございます。それから、ポートスキャンを行ったもののうち、I D、パスワードを外部から入力できるような状態になっているものにつきまして、実際にI D、パスワードを入力するという行為を行います。これを特定アクセス行為と呼んでおります。実際、今回の調査に用いるI D、パスワードにつきましては、過去のサイバー攻撃に用いられたものということで、資料上、約100通りと書いてございます。

②でございますが、①の調査によって、実際にI D、パスワードが通ってしまったものにつきまして、I Pアドレスと送信の日時(タイムスタンプ)を記録するものでございます。

次のページに移っていただきまして、記録したものにつきまして、③でございますけれども、電気通信事業者に対して通知を行って対処を求めることになっております。

右側、⑤に移りますが、これはN I C Tの業務の外となりますけれども、通知を受けた電気通信事業者におきましては、それぞれユーザーに対して、個別に適切な対処を促すための注意喚起を行っていただくこととなります。

最後、⑥になりますけれども、注意喚起を受けた利用者からの問い合わせを受けて、より円滑な対応を行うことを可能とするためのサポートセンターの開設を行うこととしているものでございます。

今申し上げました業務のうち、N I C Tが行う部分につきまして、この実施計画に記載することになってございます。通し番号6ページでございますが、昨年

お諮りした省令におきまして、この実施計画に記載する事項を規定してございます。一番下の箱にございますけれども、①から⑦の事項につきまして、実施計画の中に規定することになってございます。それぞれの中身につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

通し番号7ページにお移り下さい。まず①でございますけれども、特定アクセス行為に従事する者の氏名、所属部署、連絡先を記載することになってございます。これにつきましては、通し番号24ページをご覧くださいと思っておりますけれども、こちらに記載のNICT職員が特定アクセス行為に従事することになってございます。

通し番号7ページに戻っていただきまして、②でございますけれども、特定アクセス行為を行う送信元の電気通信設備に割り当てられるIPアドレスでございまして、こちらに記載しております41個のIPアドレスから特定アクセス行為を行うことにしてございます。

③でございますが、入力するパスワードに関する方針、(1)でございますけれども、これにつきましては、これまでサイバー攻撃の実績のあるマルウェアで利用されているパスワード、同一の文字のみを用いるもの、連続した文字のみを用いるもの、連続したものを繰り返して用いているもの、IoT機器の初期設定でも付与されていることが明らかになっているものを入力するというので、方針として記載してございます。

この方針に基づきまして、通し番号27から30に記載されたID、パスワードの組み合わせを、今回の調査に用いることになってございます。

通し番号7ページに戻っていただきまして、④といたしまして、特定アクセス行為の送信先のIPアドレスの範囲でございまして、こちらは制度上、通知を行う電気通信事業者につきましては、サイバー攻撃を禁止する旨の技術的条件を設定する必要がございますので、その条件を満たした電気通信事業者のIPアドレスに対して送信を行うことになってございます。

8ページ目でございます。⑤といたしまして、こうした特定アクセス行為により、NICTが取得した情報の安全管理措置につきまして記載しております。

(1)といたしましては、組織的安全管理措置ということで、情報を取り扱う者の明確化あるいは責任者の明確化、さらに、万が一、漏えいが発生した場合の処理体制の整備等について記載されております。

(2)の人的安全管理措置でございますけれども、情報の取り扱い者に対して、NICT内でのセキュリティに関する規定の周知を行うほか、守秘義務をかけたか、本来の目的を超えて取得した情報を取り扱ってはならないことについてきちんと教育、研修を行うということが記載されてございます。

(3) の物理的安全管理措置につきましては、情報を取り扱う区域を通常の業務の区域とは区分いたしまして、そこへの入退室につきましては、多要素認証を行った上でしか入れないということを記載しているところでございます。

(4) の技術的安全管理措置でございますが、サーバのアクセスにつきましても、権限を持つ者しかアクセスできないという制御機能を導入いたします。また、電気通信事業者に情報を発信する際には、VPN接続あるいはhttps接続を行い、安全を確保した上で送信を行うことといたしております。

(5) その他の措置といたしまして、情報の保持期間については1年間にすること等を記載しているところでございます。

⑥といたしまして、NICT内だけではなくて、情報を送った相手先の電気通信事業者に対しても情報の安全管理措置を求めることにいたしております。相手先の電気通信事業者との間で、個人情報保護に関する法律ですとか、あるいは電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、こういったものを遵守しながら行うことについての覚書を結ぶことといたしております。

⑦のその他必要な事項といたしまして、電気通信事業者への通知に際しましては、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託することができることになってございます。この点につきましては、1月8日でございますが、一般社団法人ICT-ISACが認定協会として認定されているところでございますので、ICT-ISACへの委託を通じて、個別の電気通信事業者への通知を行うことになるところでございます。

以上が実施計画に記載されている内容の概要でございます。

最後、通し番号の9ページをご覧くださいと思いますが、今ご説明いたしました1番から7番目のそれぞれの記載事項でございますけれども、それぞれ省令で定める事項につきまして、適切かつ明確に定められているということで、認可することが適当ではないかと考えているところでございます。なお、今回、答申をいただけた場合、今後のスケジュールでございますけれども、2月中旬から、この調査をNICTで実施する予定で進めておるところでございます。

説明につきましては以上です。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。特に意見がございませんようですので、ただいま説明のありました国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の認可につきまして、諮問案どおり答申することにしたいと存じます。

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

- 新美部会長 最後に、当部会決定についてでございます。「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について、事務局からご説明をお願いいたします。
- 佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。

お手元の資料92-8に基づき、「諮問を要しない軽微な事項について」のご説明をさせていただきます。資料の1ページ目をご覧くださいませでしょうか。

先ほどご審議いただきましたNICTにおけるサイバーセキュリティに関する業務の実施計画につきましては、今後、変更の認可申請があった場合には、法令に基づきまして、当審議会の諮問を要する事項とされております。あわせて、規定によりまして、当審議会が認めた軽微な事項については諮問を要しないこととされております。

先ほど、サイバーセキュリティ統括官室から説明させていただきましたとおり、実施計画の記載事項につきましては総務省令で定めておりますが、この中で、1つ目、特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先、2つ目としまして、特定アクセス行為の送信元の電気通信設備に割り当てられたIPアドレスその他これらに関する事項、3つ目、特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号、この3点の記載内容の変更につきましては、本業務の実質的な変更を伴うものではないことから、諮問を要しない軽微な事項として定めることとさせていただきたいと考えております。

諮問を要しない軽微な事項につきましてはの説明は以上でございます。

- 新美部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいですか。特に意見がございませんようですので、本件については、案のとおり、当審議会の諮問を要しない軽微な事項としたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 新美部会長 ありがとうございます。ご賛同を得られたということで、その旨、決定させていただきます。

閉 会

- 新美部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。この際、委員の皆様から、何か情報共有したほうが良いというようなことがございましたら、ご発言いただ

きたいと存じますが。

では、三友委員。

○三友委員　くどいようで申しわけないですが、先ほどの有料、無料の件ですけれども、消費者保護は非常に大事だとは思いますが、競争環境をゆがめないような形での適用を是非、お願いいたします。以上でございます。

○新美部会長　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、山下委員。

○山下委員　諮問事項のイの2と3のところですが、例えば、パワーポイントの1枚目、②から③の電気通信事業者に行くところは、セキュリティが保たれたり、必要な措置がとられたりすると思いますが、その後、電気通信事業者から機器の利用者に行くところ、それから、サポートセンター、パワーポイント3ページで、サポートセンターによる支援も求めるところ、このあたりで、なりすましが発生する、あるいは注意喚起されても、そんな大事なことは考えずに無視する、パスワードを変えない、その両方が生じるのではないだろうかと非常に気になります。大々的にこういうことをやるということを周知しても、それが悪用されたり、一方で周知をしないと、そこが穴になってしまうとか、私としては、それがとても気になります。きちんとやっていращやるだろうから大丈夫だと思いますが、それが1点です。もう一つは、様々な危機管理を5つのレイヤーで考えているということは説明いただきましたが、実施計画の記載のところの組織的管理とか、日本のように自然災害が多いところでは、管理上は1カ所で集中管理する方がいいのかもしれませんが、そこが地震等で被害発生したらとも考えてしまいますので、コメントで申し上げます。以上です。

○新美部会長　ありがとうございます。確かにセキュリティの問題をどうするかというのは非常に大事なことだと思いますので、これは全般にわたってのご意見ということで、総務省で考えていただきたいと思います。

ほかになにかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。お忙しい中、熱心にご議論いただきまして、大変ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会につきましては、来月2月15日金曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○新美部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会